

平成24年度

国の施策及び予算に
関する重点事項の提案

平成23年7月

名古屋市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月11日に発生した東日本大震災は、人々の日常生活や産業経済に深刻な影響を与え、景気の先行きは不透明感を増しています。こうした状況は、日本のエネルギー政策、ひいては我々のライフスタイルや価値観を見つめ直す契機となっています。

本市としても、被災地域への支援はもとより、地震に強いまちづくりに向けた取組みを進めるとともに、再生可能なエネルギーなどの活用をより一層進め、自然と共生する社会の実現を目指してまいります。

また、2027年に予定されるリニア中央新幹線の開通に向けて、名古屋大都市圏の中核機能を強化し、今後も日本の成長を牽引する役割を果たすと同時に、世界に通用する名古屋を目指してまいりたいと考えております。

住民がより良い行政サービスを受けるためには、住民に一番身近な基礎自治体が、自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施できることが重要です。そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割に応じて国から地方、特に市町村へ権限と税財源を一体的に移譲することが不可欠であります。こうした真の分権型社会の実現に向けて、当面、国の協力を必要とする事項や国の施策として行っていただきたい事項の提案を中心として取りまとめました。

平成24年度の国の施策及び予算編成に関し、ここに取りまとめた提案事項の実現について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 7 月

名古屋市長 河 村 たかし

提 案 項 目 一 覧

1	真の分権型社会の実現について……………	1
2	震災対策の推進について……………	3
3	産業と都市の国際競争力強化の推進について……………	5
4	教育行政の充実について……………	7
5	安心して受けられる福祉・医療の推進について……………	9
6	安心して行える次世代育成の支援について……………	11
7	自然と共生する都市の実現について……………	13
8	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備推進について……………	14
9	名城公園・名古屋城の整備について……………	15
10	空港の機能強化及び リニア中央新幹線を生かした都市機能の強化について……………	16
11	名古屋圏道路ネットワーク等の整備推進について……………	17
12	名古屋港の整備促進について……………	19
13	堀川の総合的な整備と集中豪雨対策の促進について……………	21

1 真の分権型社会の実現について

(総務省、財務省、内閣府)

- 国と地方の役割に応じた税の配分となるよう、地方税中心の税財政制度を確立すること。
- 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置とし、地方が必要とする総額を確保するとともに、地方公共団体間の財政調整は行わないこと。
- 地方財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引き上げによって対応すること。
- 大都市が、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務全てを一元的に担う大都市制度「特別自治市」を創設すること。

<提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施できることが重要である。

国においては、本年4月、地方分権改革推進計画に基づく一括法及び国と地方の協議の場に関する法律が成立したところであるが、今後も、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲、国の出先機関改革などについて、地域主権戦略大綱に基づき、強力に推進することが求められている。

なお、真の分権型社会が実現されるまでの間、都市税源の拡充強化や道府県から移譲されている事務・権限等に対する税制上の措置、地方交付税の法定率引き上げによる地方財源不足の解消等が必要である。

また、大都市が日本全体を先導するとともに、牽引するエンジンとなるため、その潜在能力を十分引き出せるような、新たな大都市制度を構築していく必要がある。

＜具体的な提案内容＞

（１）国と地方の役割に応じた税の配分の是正

国と地方間の税の配分について、複数の基幹税からの税源移譲を進め、当面５：５とすることを確実に実現すること。

国と地方さらに市町村の役割分担を抜本的に見直し、それぞれの役割に応じた税の配分となるよう、地方税中心の税財政制度を確立すること。

（２）大都市税財源の充実強化

指定都市は、大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

このような状況を踏まえ、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税財源の充実強化を図ること。

（３）国庫補助負担金の改革（地域自主戦略交付金）

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

そのため、地域自主戦略交付金については、税源移譲までの経過措置とし、地方が必要とする総額を確保すること。

また、配分については、人口等の客観的指標を原則としつつ、大都市特有の財政需要や権能差を十分に反映するとともに、地方公共団体間の財政調整は行わないこと。

（４）地方交付税の改革等

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引き上げによって対応すること。

（５）新たな大都市制度の創設

大都市が、「基礎自治体優先の原則」のもと、住民に身近な施策の責任を果たすとともに、圏域の水平連携の核として、さらには日本を牽引するエンジンとなるため、あるべき大都市制度の一つの姿として、大都市が、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担う「特別自治市」を創設すること。

2 震災対策の推進について

(内閣府、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 東日本大震災の検証を踏まえ、東海・東南海・南海地震の三地震が連動して発生した場合の被害想定を早期に策定したうえ、津波対策を含む防災基本計画の見直しなど必要な対策を講ずること。
- 東海・東南海・南海地震に備え、都市の防災機能の強化に必要な措置を講ずること。
- 災害時における建築物の倒壊等による被害を軽減するため、建築物の耐震化の推進に必要な措置を講ずること。

<提案の背景>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、人々の日常生活や経済活動にも深刻な影響を与えており、日本の産業を牽引する当地域においても一部の工場が操業を中止するなど、自然の脅威を再認識させられる結果となった。さらに、人口や建築物、企業活動が集積し、人・物・情報が行き交う地域の中核拠点である指定都市で大規模地震などの災害が発生した場合、被害はその地域にとどまらず、全国規模での甚大な影響が想定されている。

また、本市は、平成14年4月に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されるとともに、平成15年12月には、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域にも指定され、これらの地震の連動発生が危惧されている。

そうした状況下にあって、これまでも本市は、市民・地域・行政の連携による地域防災力の向上や安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに努めてきたところである。

しかしながら、従来の想定を遥かに上回った今回の震災を踏まえ、地域防災計画を見直すとともに、都市の防災機能の一層の強化を図るなど、さらなる震災対策の強化が緊急の重要課題となっており、これまで以上に積極的に推進する必要がある。

<具体的な提案内容>

(1) 防災基本計画等の見直し

東日本大震災の検証を踏まえ、東海・東南海・南海地震の三地震が連動して発生した場合の被害想定を早期に策定したうえ、津波対策を含む防災基本計画の見直しなど必要な対策を速やかに講ずること。

(2) 都市の防災機能の強化

東海・東南海・南海地震及びこれらの地震の連動発生に備え、緊急輸送道路や避難路を確保するための橋りょうの耐震対策や街路の整備、ライフライン確保策としての電線類地中化や上下水道施設の地震対策、河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化、地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる防災公園の整備推進など、都市の防災機能の強化に必要な措置を講ずること。

(3) 建築物の耐震化の推進

災害時における建築物の倒壊等による被害を軽減するため、民間木造住宅の耐震改修に係る補助制度の拡充など民間建築物の耐震化を図るとともに、学校施設の窓ガラス飛散防止対策をはじめとする市設建築物の耐震化に必要な措置を講ずること。

3 産業と都市の国際競争力強化の推進について

(内閣府・経済産業省・国土交通省)

- 名古屋大都市圏において「国際戦略総合特区」を指定し、航空宇宙産業や次世代自動車産業などアジア最大の次世代モビリティ産業クラスター形成に向け集中的な支援を行うこと。
- 「特定都市再生緊急整備地域」に指定するなど、我が国の発展を牽引する役割を担う名古屋大都市圏の国際競争力強化へ向けた総合的な取組みに支援を行うこと。
- 国が進める「大都市圏戦略」において名古屋大都市圏の位置付けを明確に行うこと。
- ゲートウェイ機能の強化と効率的な物流を実現するための陸・海・空の総合的な交通ネットワーク整備を着実に進めるとともに、産業の持続的・安定的な発展をめざすため、エネルギーリスクに強い都市基盤を構築すること。

<提案の背景>

昨年6月、国において、日本の将来ビジョンを示す「新成長戦略」が閣議決定された。この戦略の推進のためには、各地域の強みを活かした資源の集中投資や規制緩和により、産業や都市の国際競争力強化を図ることが必要である。

名古屋を中心とする大都市圏域は、世界最先端の技術力と人材を有し、日本経済を牽引してきたものづくり産業の一大集積地である。元気な日本を復活させるためには、当圏域の次世代自動車や航空宇宙産業などの次世代成長産業の育成と、産業を支える都市基盤の充実による、国際競争力の強化が必要不可欠である。

<具体的な提案内容>

(1) 次世代成長産業の育成・強化

我が国がアジア等との競争に打ち勝つには、当地域の航空機や次世代自動車などのモビリティ産業に関する日本最大の産業集積地という強みを一層強化し、我が国の成長に着実に結びつけていくことが必要である。そのためには、地域の取組みを強力に後押しする「国際戦略総合特区」に指定し、アジア最大の次世代モビリティ産業クラスター形成に向け、集中的な支援を行うこと。

(2) 大都市圏における高次都市機能の充実・強化

リニア中央新幹線の開通が予定される名古屋大都市圏の日本経済を牽引する役割がますます高まるなか、次世代成長産業の育成を支える名古屋都心部等に高次都市機能の一層の集積を図るため、都市再生特別措

置法の改正に伴う都市再生緊急整備地域の拡大や「特定都市再生緊急整備地域」の指定を行い、国際競争力強化へ向けた総合的な取組みに支援を行うこと。

(3) 国の成長エンジンとなる「名古屋大都市圏戦略」の推進

国際都市間競争に打ち勝つため、国家戦略としての大都市圏戦略を着実に推進するとともに、日本の中心に位置し、ものづくり産業の一大集積地であり、さらにリニア中央新幹線の開通を予定している名古屋大都市圏を国の大都市圏戦略に明確に位置づけ、名古屋大都市圏の国際競争力の強化推進を図ること。

(4) 産業を支える都市基盤の整備

名古屋大都市圏におけるゲートウェイ機能を強化し、物流ネットワークを活発化するため、陸・海・空の総合的な交通・交流ネットワークのさらなる整備推進を図るとともに、我が国の経済を牽引してきた産業を持続的・安定的に維持・発展させるため、新エネルギー産業の育成やその導入拡大など、エネルギーリスクに強い都市基盤の構築を図るための仕組みを早期に検討すること。

●大都市圏の高次都市機能の充実・強化

(名古屋駅周辺の再開発)



●次世代成長産業の育成・強化

(先端技術開発拠点なごやサイエンスパーク)



●産業を支える都市基盤の整備

(中部国際空港2本目滑走路)



4 教育行政の充実について

(文部科学省・総務省・財務省)

- 教職員の給与費負担の移管を行い、所要額全額について、税源移譲による財源措置を講ずるとともに、学級編制、教職員定数等の包括的な権限の移譲を行うこと。
- 義務教育費国庫負担金については、地方が特色ある教育施策を展開するため廃止し、所要額全額について税源移譲による財源措置を講ずること。
- 義務教育施設等の整備に対する国庫補助負担金については、所要額全額について税源移譲による財源措置を講ずること。

<提案の背景>

指定都市の小・中・特別支援学校の教職員給与費については、平成14年10月の地方分権改革推進会議の意見表明以降、経済財政諮問会議、中央教育審議会答申、地方分権改革推進委員会勧告及び平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱において、道府県から指定都市へ移管する方向で検討すべきであるとの見解が示された。しかし、学級編制、教職員定数等の包括的な権限の移譲は、いまだ行われていない状況である。

また、教育の地方分権を推進する観点から、義務教育費国庫負担制度の廃止及びそれに見合う税源の移譲を求めてきたが、平成18年度までの三位一体の改革では、国庫補助負担率の引き下げにとどまっている。

さらに、義務教育施設等の整備については、交付金制度により地方の裁量が高まってきているものの、新增築に国庫負担制度が維持されており、見直しが必要である。

<具体的な提案内容>

(1) 教職員の給与費負担の移管及び包括的な権限移譲の実施

一元的な責任体制の下での教育行政を実施するため、教職員の給与費負担の移管及び学級編制、教職員定数決定等の包括的な権限の移譲を行うこと。

また、給与費負担の移管にあたっては、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施時期と全体像を明確にするとともに、退職手当及び移管にかかる事務関係経費を含めた所要額全額について税源移譲による財源措置を講ずること。

(2) 義務教育費国庫負担制度の見直し

教育財源の有効活用を図り、特色ある教育施策を展開するために義務教育費国庫負担制度を廃止し、所要額全額について税源移譲による財源措置を講ずること。

(3) 義務教育施設等の整備に対する国庫補助負担金の見直し

地方公共団体の自主的・計画的な施設整備をさらに推進するため、所要額全額について税源移譲による財源措置を講ずること。

—権限移譲の必要性について—



5 安心して受けられる福祉・医療の推進について

(厚生労働省)

- 陽子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、健康保険を適用すること。
- 重症心身障害児施設の新たな施設種別となる「医療型障害児入所施設」と障害者自立支援法に定める「療養介護事業」について、医療法上の病床補正の対象とすること。
- 救急医療体制が維持できるよう、必要な支援を行うこと。
- 障害者の一般就労が一層促進されるよう、雇用、就業施策を充実すること。
- 特別養護老人ホームの整備を推進するため、特別養護老人ホームの設置主体及び運営主体について、現状以上の規制緩和策を講ずること。

<提案の背景>

本格的な少子・高齢社会の到来、国民生活や意識の変化と行政に対する市民ニーズの多様化、昨今の景気の低迷など、保健福祉行政を取り巻く環境は大きく変化してきている。

本市では、そうした状況の中、「安全で安心して暮らせるまち」を実現するため、がん患者の生活の質に優れた治療の充実、就労支援を含めた障害の特性に合わせた支援、救急医療体制の充実、特別養護老人ホーム整備の推進など取り組むべき課題は多岐にわたっており、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

<具体的な提案内容>

(1) 陽子線がん治療の健康保険適用

がん患者の増加が見込まれる中、陽子線がん治療は患者の生活の質に優れた治療法であるが、患者の経済的負担が大きいことから、早期に健康保険を適用し、誰もが受けられる環境を整えること。

(2) 重症心身障害児者施策の充実

重症心身障害児施設については、児童福祉法の改正により、18歳未満を対象とした「医療型障害児入所施設」と、障害者自立支援法に定められている18歳以上を対象とした「療養介護事業」に再編されたところであるが、医療的ケアの必要な重症心身障害児者が安心して生活できるよう、療養介護事業に係る病床を医療法で定められている医療計画上の病床補正の対象とすること。

(3) 救急医療体制確保のための施策の充実

救急医療、小児・周産期医療体制を維持するため、診療報酬の更なる充実を図るとともに、救急医療に係る運営費助成を拡充すること。

(4) 障害者の就労支援のための施策の充実

障害者の一般就労への移行が地域において一層促進されるよう、障害者就業・生活支援センターの設置について、一障害保健福祉圏域内であっても、人口に配慮し、複数設置が可能となるよう必要な措置を講ずるとともに、相談・支援体制の拡充を図るほか、就労定着に向けたジョブコーチの養成や就労移行支援事業所への支援等、雇用・就業施策を充実すること。

(5) 特別養護老人ホームの設置運営主体に係る規制の緩和

特別養護老人ホームの整備を推進していくため、現在の構造改革特別区域における規制緩和をさらに推し進め、特別養護老人ホームの設置及び運営において、さらなる民間参入促進策を講ずること。

6 安心して行える次世代育成の支援について

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

- 国の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」に基づき、保育所待機児童の早期解消を図る本市の取り組みが保育の質を確保しつつ着実に推進できるよう必要な措置を講ずること。
- 放課後子どもプラン推進事業を円滑に実施していくため、地方の実情や意見を踏まえた制度に改善を図ること。
- 深刻化する児童虐待に対応するため、児童相談所や児童養護施設における職員の配置基準等について必要な措置を講ずること。
- 地方の創意工夫による特色ある子育て支援が可能な安心こども基金における地域子育て創生事業を、平成24年度以降も継続すること。

<提案の背景>

本市においては、合計特殊出生率が平成17年から上昇傾向にあるものの、急激に増加している保育所待機児童の解消が喫緊の課題となるなど子ども・子育て支援を社会全体で行うことが今まで以上に必要となっており、次世代育成支援は依然として大きな課題である。

国においては、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移した「子ども・子育てビジョン」に基づき子ども・子育てを全力で応援することとしている。

本市においても、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指して「なごや子ども条例」を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「なごや子ども・子育てわくわくプラン」の着実な実施に努めている。

今後とも、次世代育成支援策をさらに推進していくことが必要である。

<具体的な提案内容>

(1) 保育所待機児童の解消

大都市において待機児童が多い現状を踏まえ、国の「国と自治体が一

体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」に基づき、保育所待機児童の早期解消を図る本市の取り組みが保育の質を確保しつつ着実に推進できるよう、保育所の整備等に必要な支援を行うこと。

(2) 放課後子どもプラン推進事業の拡充

放課後子どもプラン推進事業の実施にあたっては、制度の柔軟な運用を図るとともに、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の運営費の基準単価を引き上げるなど地方の実情や意見を踏まえた制度に改善を図ること。

(3) 児童虐待防止対策の拡充

深刻化する児童虐待に対応するため、児童相談所の職員体制の強化を図るとともに、被虐待児や障害児の入所が増加している児童養護施設における児童のケアの充実を図るため、児童養護施設に十分な職員配置ができるよう、配置基準の改善など必要な措置を講ずること。

(4) 安心こども基金における地域子育て創生事業の継続

安心こども基金における地域子育て創生事業においては、地方の創意工夫による地方の状況に応じた様々な子育て支援策が実施されており、平成24年度以降も継続すること。

7 自然と共生する都市の実現について

(環境省、国土交通省、経済産業省)

- 地域における生物多様性保全の取組みを一層促進するため、必要な支援を行うこと。
- ヒートアイランド対策として、中心市街地における緑化地域制度が有効な規制となるよう、制度改正を図ること。
- 再生可能エネルギーの利用や省エネルギー機器の導入を加速させるため、必要な支援策をより一層充実させること。

<提案の背景>

昨年10月開催されたCOP10では、「名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を上げることができた。COP10及び国際自治体会議の開催を契機として、本市では、生物多様性に係る情報交流ネットワークの拠点づくりなど、都市部における生物多様性の保全に向けた先導的な取組みに着手したところである。

また、平成20年度から緑化地域制度を全国に先駆けて導入し中心市街地における緑化を推進しているが、現在の都市緑地法による緑化地域制度では、効果的な緑化の実現が困難となっている。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による、福島第一原子力発電所の事故や計画停電の実施、浜岡原子力発電所の停止などの出来事は、再生可能エネルギー利用の重要性とともにライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、省エネルギー化を進めることの大切さを再認識させる契機となった。

<具体的な提案内容>

(1) 生物多様性の保全に向けた施策の充実

都市部における生態系の保全などの取組みに対し、必要な支援を行うとともに、日本政府が創設した生物多様性日本基金の用途に、日本の自治体と発展途上国の自治体が共同で実施する調査・研究等の取組みを含めること。

(2) 緑化地域制度の改正

都市緑地法による緑化地域制度の規制は、中心市街地において緑化率規制が適用されない場合や、壁面の緑化施設が緑化面積として算定されない場合があるため、有効な規制となるよう、制度改正を図ること。

(3) 再生可能エネルギー等の加速度的な導入促進

太陽光などの再生可能エネルギーの利用やLEDを始めとした省エネルギー機器の導入を加速させるため、必要な支援策を重点化を図りながら、より一層充実させること。

8 なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備推進について

（国土交通省、文部科学省）

- 自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な措置を講ずること。
- 国指定の重要文化財である名古屋市東山植物園温室前館の保存・活用に対し、必要な措置を講ずること。

<提案の背景>

本市東部に位置する「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園に跨り、約400haもの面積を有する森である。この森は、昭和10年の一部開園以来、本市を代表する緑の拠点であるとともに、市街地に囲まれた都市の森としては日本有数のものである。

この貴重な森を保全し、次世代に受け継ぐために、市民との協働等により、雑木林や湿地などの保全・再生活動を進めている。また、開園以来市民に親しまれてきた歴史文化的施設を保全活用しながら、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでおり、これらの事業を着実に推進することが必要である。

<具体的な提案内容>

（1）なごや東山の森づくりの推進

都心に残された貴重な森の保全及び自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園を目指す「なごや東山の森づくり」の推進に必要な措置を講ずること。

（2）名古屋市東山植物園温室前館の保存・活用

国指定の重要文化財である名古屋市東山植物園温室前館の保存修理や耐震補強等に対し、必要な措置を講ずること。

9 名城公園・名古屋城の整備について

(国土交通省、文部科学省)

- 名城公園・名古屋城の魅力を高めるため、本丸御殿の復元整備、歴史的環境の整備・活用等に対し、支援を行うこと。
- 西南隅櫓の解体修理等、名古屋城の文化財の保存活用に対し、支援を行うこと。

<提案の背景>

名城公園の中核施設として、天守閣や本丸御殿に代表される名古屋城では、平成18年に策定した「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」を基に、文化財保存事業として障壁画の保存修理や石垣の整備など、城内施設や庭園等の保存活用に努めている。

また、本丸御殿の復元整備についても、平成19年に文化庁から現状変更許可を受け、平成21年1月に工事に着手し、名古屋開府400年にあたる平成22年10月には、玄関の復元過程特別公開を行った。今後、平成25年に玄関・表書院を公開し、平成30年には全体の完成、公開を予定している。

国においては、平成20年度に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」を施行するなど、歴史を感じさせるまちづくりの推進に力を入れているところであり、本市としても、なお一層名城公園・名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるため、歴史的環境の整備・活用への取り組みが必要である。

<具体的な提案内容>

(1) 本丸御殿の復元整備等

名城公園内に位置する名古屋城の歴史的・文化的価値と魅力を高めるため、本丸御殿の史実に忠実な復元整備、名城公園及び周辺の歴史的環境の整備・活用等に対し、支援を行うこと。

(2) 名古屋城の文化財の保存活用

西南隅櫓等の解体修理や石垣整備、障壁画保存修理、二之丸庭園の保存整備などの文化財の保存活用に対し、支援を行うこと。

10 空港の機能強化及びリニア中央新幹線を生かした都市機能の強化について

(国土交通省)

- 航空ネットワークの拡充を図るとともに、中部国際空港の二本目滑走路整備を促進すること。
- リニア中央新幹線の建設にあたっては、名古屋駅周辺整備等に必要な措置を講ずること。

<提案の背景>

わが国の経済発展を支えてきた産業技術中枢圏域であるこの地域をより一層発展させていくためには、現在の航空ネットワークを拡充することはもちろん、国際拠点空港である中部国際空港が二本の滑走路を有し、真に24時間運用可能な機能を備えることが不可欠である。3月に発生した東日本大震災の際には、19便もの代替着陸を受け入れてその重要性が再認識された一方で、その後の航空需要は全国的に減少し、航空業界は厳しい状況が続いている。

また、リニア中央新幹線は、本市が名古屋大都市圏の中核都市として役割を果たしていくために必要であるとともに、災害に強い国土づくりに向け不可欠な路線である。国において、本年5月、整備計画が決定されるとともに、東海旅客鉄道株式会社に対し、建設の指示が出されたところである。

<具体的な提案内容>

(1) 空港の機能強化

わが国の経済・産業を支えてきた当地域の国際競争力の向上等に資するため、航空ネットワークの拡充に必要な措置を講ずるとともに、現在行っている社会資本整備重点計画の見直しにおいて、中部国際空港の「完全24時間化の早期実現」を位置づけ、二本目滑走路の早期整備に向けて、地域と連携して必要な調査検討を早期に行い、併せて、空港利用者の利便性向上のため、充実したアクセス整備に取り組むこと。

(2) リニア中央新幹線を生かした都市機能強化への支援

リニア中央新幹線の整備にあたっては、名古屋駅周辺整備や駅関連空間の高度利用の推進に際し、地方の財政状況にも配慮した必要な措置を講ずるとともに、名古屋駅における乗り継ぎ利便性の向上のため、国が大きな指導力を発揮すること。

1 1 名古屋圏道路ネットワーク等の整備推進について

(国土交通省)

- 名古屋環状2号線の早期整備を図ること。
- 都市高速道路の早期整備に必要な措置を講ずるとともに、料金引下げが実施できるよう、有料道路制度の弾力的な運用を図ること。
- 東名高速道路守山スマートICの整備に必要な措置を講ずること。
- 真に必要な街路・橋りょうの整備等に必要な措置を講ずること。

<提案の背景>

名古屋周辺部の高速道路網と一体となって機能する名古屋環状2号線や都市高速道路の早期整備は、地域間の連携強化による経済発展、中部国際空港や名古屋港へのアクセス改善など期待される効果は非常に大きく、橋りょうの整備、鉄道の高架化などを含む街路事業の推進による円滑な都市交通の確保などと相まって、災害に強いまちづくりに資するとともに、名古屋圏の競争力強化に必要不可欠なものである。

また、既存高速道路ネットワークを有効活用するとともに、その一翼を担う都市高速道路の一層の利便増進を図ることが、地域活性化に必要不可欠なものである。

<具体的な提案内容>

(1) 名古屋環状2号線の早期整備

唯一残された西南部・南部区間の専用部について、整備手法を決定し早期に工事着手できるようにすること。また、一般部については4車線化を図ること。

(2) 都市高速道路等の整備の推進、料金引下げ

都市高速道路網の早期形成に不可欠な高速3号線南部区間の事業の推進及び江川線など関連街路の整備に必要な措置を講ずること。

さらに、都市高速道路の料金引下げが実施できるよう、償還期間の延長などについて、有料道路制度の弾力的な運用を図ること。

(3) 東名高速道路守山スマートICの整備の推進

東名高速道路の有効活用や本市東北部地域における総合的なまちづくりの推進及び経済活性化を図るため、守山スマートICの整備に必要な措置を講ずること。

(4) 街路事業の推進

整備方針を策定し、選択と集中で進めている椿町線、東志賀町線など街路の整備、名鉄名古屋本線（呼続駅～本星崎駅）の連続立体交差化等に必要な措置を講ずること。



H24年度
六番北～木場供用

H23年内
木場～東海JCT供用

凡 例	
自動車専用道路	供用中
	事業中
街路事業	連続立体交差事業
	幹線街路

名古屋港

中部国際空港

(東部・東南部)

(西南部・南部)

東志賀町線
(三階橋)

名鉄
名古屋本線

名濃道路

名岐道路

名古屋環状2号線

名古屋高速道路

東名阪自動車道

新名神高速道路

伊勢湾岸自動車道

新東名高速道路

知多半島道路

知多横断道路

中央自動車道

名神高速道路

守山スマートIC
(仮称)

東名高速道路

名古屋瀬戸道路

小牧IC

小牧JCT

春日井IC

楠JCT

清洲JCT

名古屋西JCT

榑町線

上社JCT

名古屋IC

日進JCT

高速1号線

高針JCT

高速2号線

高速3号線

東海JCT

名古屋南IC・JCT

半田常滑JCT

1 2 名古屋港の整備促進について

(国土交通省)

- 国において沈下対策をはじめとする高潮防波堤の機能強化を迅速に進めるなど、総合的な防災対策を促進するために必要な措置を講ずること。
- 国際バルク戦略港湾として、その施策の実施に必要な支援を行うとともに、「国際産業ハブ港」の実現に向け機能強化を図る支援を行うこと。
- うるおいと魅力ある港湾環境の形成を図るため、中川運河における緑地整備や稲永ふ頭における一般廃棄物処分場の整備に必要な措置を講ずること。

<提案の背景>

伊勢湾台風により甚大な被害を被った本市市民が、再び生命・財産を脅かされることのないよう、災害に強い港づくりが、今強く求められている。

また、名古屋港は、コンテナ、バルク、自動車を取り扱う総合港湾として、アジアの成長を取り込み、中部圏のみならず日本の経済を牽引する「国際産業ハブ港」の形成を目指し、国際競争力を一層高めていく必要がある。

さらに、市民に親しまれる港づくりのため、中川運河において、うるおいと魅力ある港湾空間の形成を図るとともに、内陸部で確保が困難な次期一般廃棄物処分場を確保する必要がある。

<具体的な提案内容>

(1) 安全・安心に関わる防災機能の向上

港の総合的な防災対策の促進のため、国において沈下対策をはじめとする高潮防波堤の機能強化を促進するとともに、防潮壁等の防災施設の機能強化を推進するため、事業制度の拡充を含め必要な措置を講ずること。

また、津波など波浪の観測体制を強化し、情報の充実を図ること。

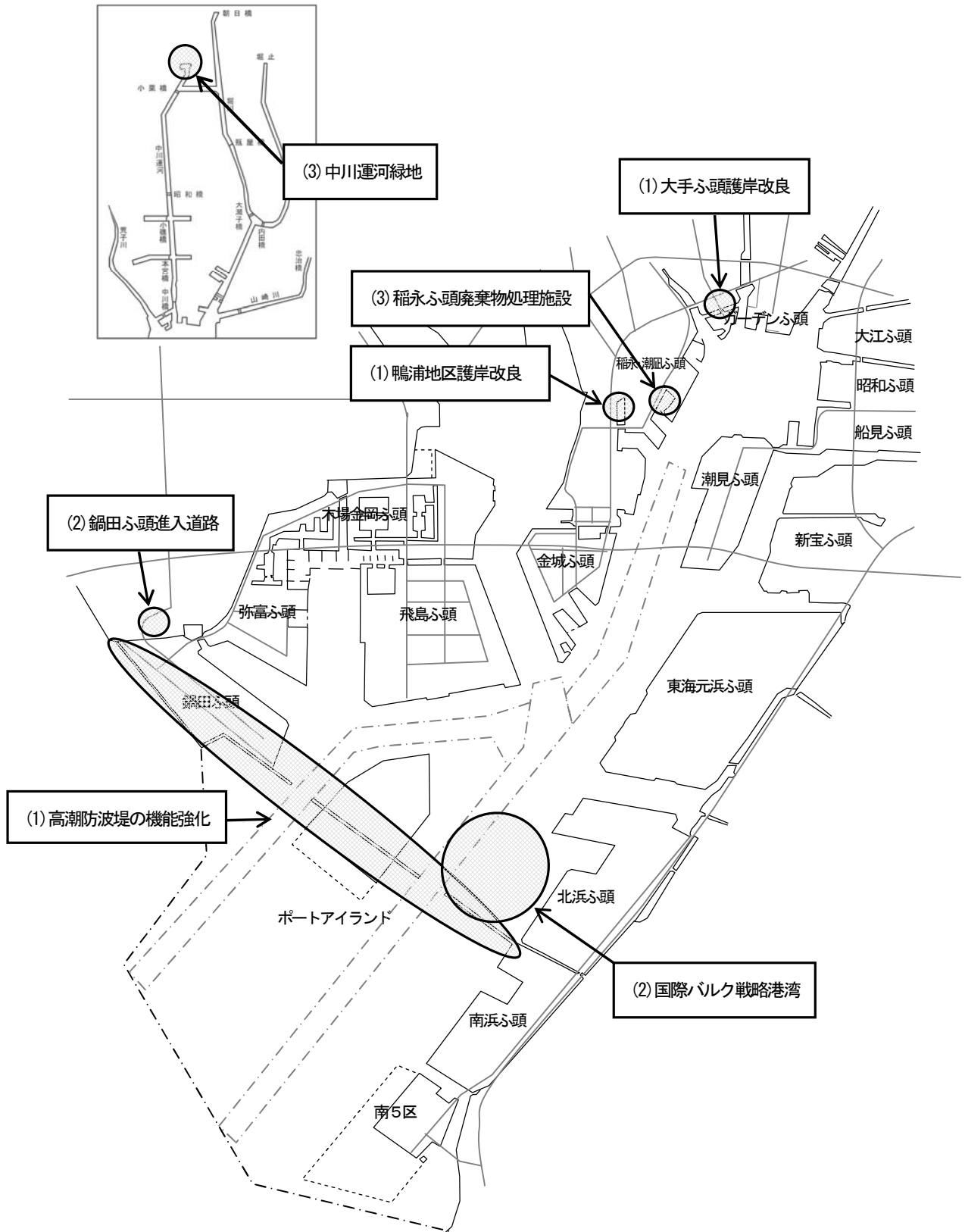
(2) 「国際産業ハブ港」の実現に向けた機能強化の促進

国際バルク戦略港湾として、大型船に対応した港湾施設の整備に必要な支援を行うとともに、「国際産業ハブ港」の形成を目指す名古屋港に対して、国際コンテナ戦略港湾と同等の支援を行うこと。

(3) うるおいと魅力ある港湾環境の形成

中川運河堀止地区におけるささしまライブ24地区の開発に合わせた拠点的な緑地整備等「港と都心を結ぶ快適な水辺環境の整備」及び稲永ふ頭における市民生活に不可欠な一般廃棄物処分場の整備に必要な措置を講ずること。

平成24年度名古屋港主要事業



1 3 堀川の総合的な整備と集中豪雨対策の促進について

(国土交通省)

- 堀川の総合的な整備の推進のため、必要な措置を講ずること。
- 国直轄及び愛知県管理河川の改修等の促進を図るとともに、浸水対策の推進のため、必要な措置を講ずること。

<提案の背景>

本市中心部を南北に流れる堀川は、都心に残された貴重な水辺空間として、様々な市民活動にも利用され注目が集まっている。こうした中、川を中心とした新たなにぎわいづくりや良好な水辺環境の創出を目指した総合的な整備を進めている。

一方で、平成12年の東海豪雨を始め、平成20年8月末豪雨など近年頻発する集中豪雨によって、本市には多大な浸水被害が発生している。

これまでも河川や下水道の着実な整備により一定の治水・浸水安全度の向上を図ってきたが、引き続き、広域河川改修事業や下水道の緊急雨水整備事業など、災害に強いまちづくりを着実に推進する必要がある。

<具体的な提案内容>

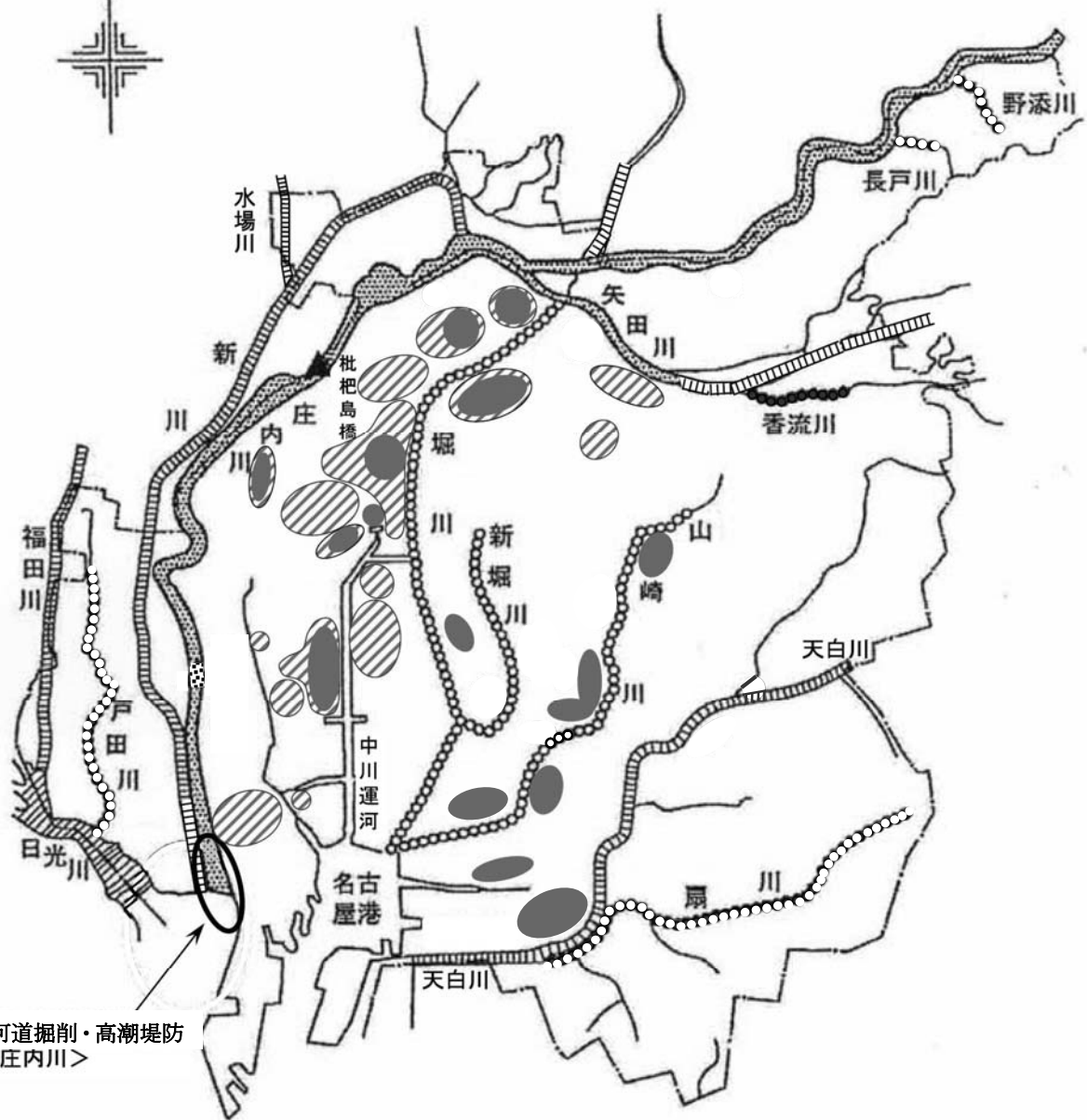
(1) 堀川の総合的な整備

賑わいの基軸となる堀川の良好な水辺環境の創出へ向けた総合的な整備を推進するため、必要な措置を講ずること。

(2) 集中豪雨対策の促進

ア 治水上特に重要な国直轄及び愛知県管理河川の改修等更なる治水安全度の向上のため、一層の事業促進を図ること。

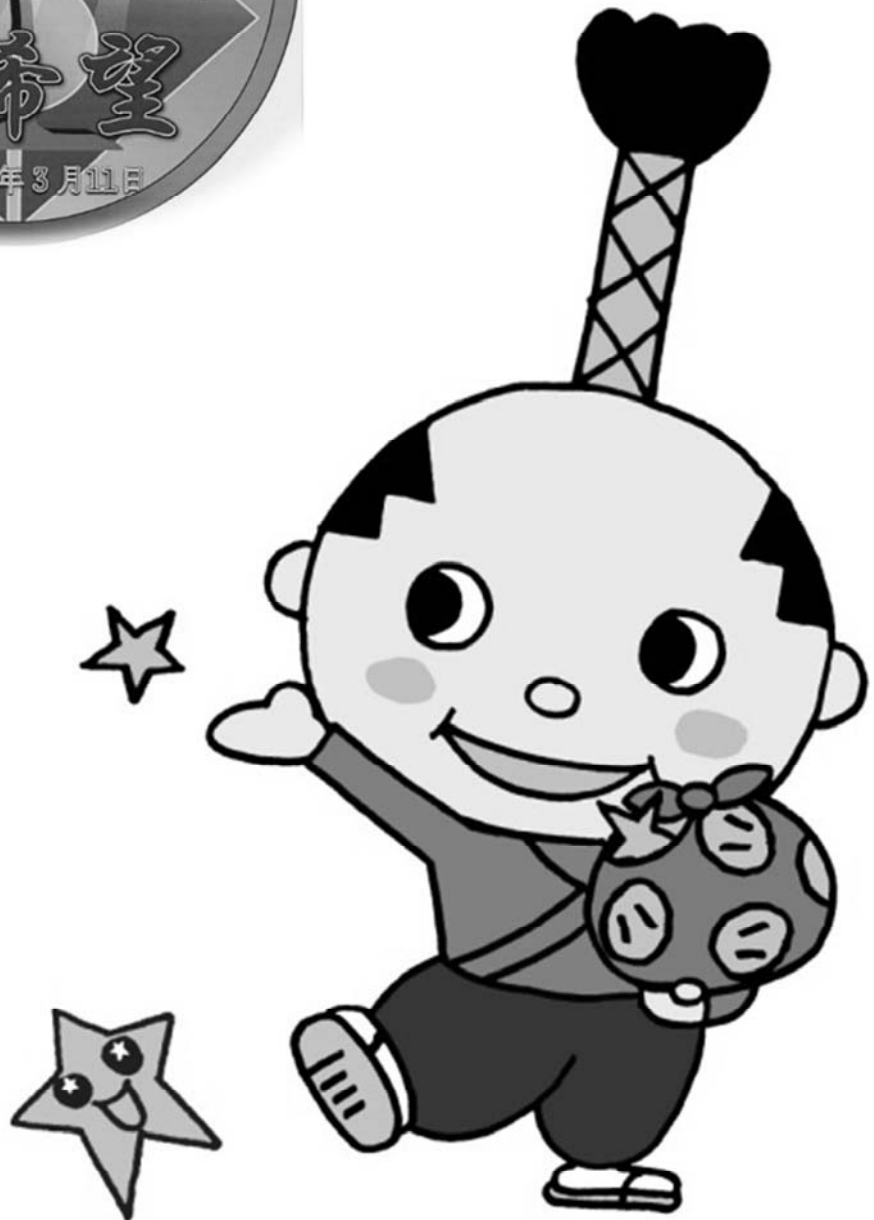
イ 山崎川などの広域河川改修事業及び下水道の浸水対策事業を着実に推進するため、必要な措置を講ずること。



河口部 河道掘削・高潮堤防
<庄内川>

<集中豪雨対策 事業箇所図>

凡 例	
	国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)
	県管理河川
	広域河川
	都市基盤河川
	緊急雨水整備基本計画 (対策継続地域)
	第2次緊急雨水整備計画 等



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。